

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	山岳高原観光課	整理番号	1-5
許認可等の種類	信州登山案内人の登録			
根拠法令条例等・条項	信州登山案内人条例第7条第1項			
許認可等の概要	○「信州登山案内人」の名称を用いて、県内において登山等を行う者に付き添って案内を行うことを業とする者の登録			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第3条、第4条、第7条第1項、第8条、第10条 ・ 条例施行規則第7条 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	14日			
期間の制定根拠	—			